

令和5年神審第29号

裁 決

遊漁船A遊漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和5年6月10日14時18分

京都府冠島北西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名	遊漁船A	遊漁船B
総 ト ン 数	4.8トン	4.5トン
登 録 長	11.94メートル	10.64メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	404キロワット	279キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室を有し、同室中央に操舵輪、その後方に椅子が設置され、前面には左舷側に機関監視盤及び魚群探知機、中央にGPSプロッター、右舷側にレーダー及び電子ホーンのスイッチをそれぞれ備えた最大とう載人員11人のFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.4メートル船尾1.4メートルの喫水をもって、令和5年6月10日13時00分京都府舞鶴港伊佐津川右岸の係留地を発し、冠島北西方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、前示釣り場に到着後、13時50分新井港防波堤灯台（以下「防波堤灯台」という。）から087度（真方位、以下同じ。）5.4海里の地点付近で、長さ3メートルの錨鎖を取り付けた重さ63キログラムの二爪錨を水深64メートルの海中に投じ、同錨鎖に連結した直径18ミリメートル長さ200メートルの合成繊維製索のうち120メートルを繰り出して船首部左舷側にあるウインチのローラーに巻き付けて係止し、錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示しないで、船首を北西方に向けて投錨し、機関を停止して錨泊を開始した。

a受審人は、東方からの風を受けて錨泊を続け、14時16分半頃船首が東方を向いていたとき、右舷方にBを初認し、14時17分防波堤灯台から087度5.4海里の地点で、船首が085度を向いた

とき、同船が右舷船尾 79 度 380 メートルのところとなり、自船に衝突のおそれがある態勢で接近する状況を認めたが、B が潮流等の状況を確認するために近づいてきたものと思い、注意喚起信号を行うことも、間近に接近しても同船との衝突を避けるための措置もとらなかった。

a 受審人は、錨泊を続け、14 時 17 分半少し過ぎ B が右舷方 100 メートルのところとなり、同船と衝突の危険を感じたので、釣り客を船尾方に移動させたところ、14 時 18 分防波堤灯台から 087 度 5.4 海里の地点において、A は 085 度を向いたまま、その右舷船首部に B の船首が後方から 79 度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力 1 の東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、B は、船体ほぼ中央に操舵室を有し、同室内に機関監視盤、電子ホーンのスイッチ及び G P S プロッター 2 台を、操舵室外の操舵区画に機関操作レバー及び操舵輪、その上部に魚群探知機兼用の G P S プロッター 1 台をそれぞれ備えた最大 10 人乗りの F R P 製小型兼用船で、b 受審人が 1 人で乗り組み、釣り客 4 人を乗せ、遊漁の目的で、船首 0.4 メートル船尾 1.4 メートルの喫水をもって、同日 13 時 00 分舞鶴港伊佐津川右岸の係留地を発し、冠島北西方沖合の釣り場に向かった。

b 受審人は、予定の釣り場で他船が遊漁をしていたことから、別の釣り場を探すこととし、14 時 16 分半少し前防波堤灯台から 091 度 5.4 海里の地点で、006 度の針路及び 12.4 ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行した。

b 受審人は、14 時 17 分防波堤灯台から 089 度 5.4 海里の地点に至ったとき、正船首 380 メートルのところに A を視認すること

ができ、同船が錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示していなかったものの、船首を風上に向けてほとんど移動しない様子から、錨泊中であることが分かり、その後Aに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、魚群探知機で魚を探すことに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

b 受審人は、Aを避けることなく続航し、14時18分僅か前船首至近に同船を認めたものの、どうすることもできず、Bは、原針路及び原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船首部外板に割損等を、Bは、船首部外板に擦過傷等をそれぞれ生じ、のちいずれも修理された。

（航法の適用）

本件は、冠島北西方沖合において、錨泊中のAと航行中のBとが衝突したもので、同海域には特別法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務により律するのが相当である。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、冠島北西方沖合において、航行中のBが、見張り不十分で、前路で錨泊中のAを避けなかったことによって発生したが、Aが、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

b 受審人は、冠島北西方沖合において、釣り場を探すため航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注

意義務があった。しかるに、同人は、魚群探知機で魚を探すことに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で錨泊中のAに気付かず進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a受審人は、冠島北西方沖合において、遊漁を行う目的で錨泊中、衝突のおそれがある態勢で接近するBを認めた場合、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、Bが潮流等の状況を確認するために近づいてきたものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、錨泊を続けて衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年7月11日

神戸地方海難審判所

審判官 大 北 直 明